

(議) 第 1 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規
定により提出する。

平成23年 3 月 18日

提出者

秋田市議会議員 小 原 讓

外41名

秋田市議会議長 加賀谷 正 美 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「11人」を「10人」に、「企画調整部、財政部、地域振興部」を「企画財政部」に改め、同条厚生委員会の項中「11人」を「10人」に、「環境部」を「子ども未来部」に改め、同条建設委員会の項中「10人」を「9人」に、「建設部」を「環境部、建設部」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条総務委員会の項の改正規定（「11人」を「10人」に改める部分に限る。）、同条厚生委員会の項の改正規定（「11人」を「10人」に改める部分に限る。）および同条建設委員会の項の改正規定（「10人」を「9人」に改める部分に限る。）は、同年5月2日から施行する。

提案理由

秋田市部設置条例の一部改正等に伴い総務委員会、厚生委員会および建設委員会の所管を改めるとともに、秋田市議会議員の定数を定める条例の一部改正に伴いこれらの常任委員会の委員の定数を改めるため、改正しようとするものである。